

松前町社会教育施設等維持管理運営事業 特定事業の選定の取消しについて

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定に基づき特定事業として選定した松前町社会教育施設等維持管理運営事業について、特定事業の選定を取消したので公表する。

令和8年3月27日

松前町長 田中 浩介